

京都食ビジネスプラットフォームロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都食ビジネスプラットフォームロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 ロゴマークの権利は、京都食ビジネスプラットフォーム事務局（京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課。以下「事務局」という。）が所有する。

(使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第4条 事務局は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用を承認するものとする。

- (1) 京都食ビジネスプラットフォームの品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) ロゴマークを第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 事務局の事業又は事務局が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、法人、政党、思想又は宗教団体の活動や商品等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。ただし、あらかじめ事務局と協議し、承認を得たものは除く。
- (6) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- (7) 京都食ビジネスプラットフォーム内で異業種連携して開発した商品、サービス等及びこれらに関する広報以外の目的で使用するとき。
- (8) その他事務局が不適切であると判断したとき。

2 前項に規定する承認は、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用許諾料)

第5条 ロゴマークの使用許諾料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、事務局が指示する別紙使用例に従うこと。
- (2) 使用者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(完成品の提出)

第7条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観が分かるもの）を当該物品等の完成後速やかに事務局に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用承認変更申請書（別記第3号様式）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第9条 事務局は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、事務局はその責めを負わない。

- 2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、事務局は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(使用状況報告)

第11条 事務局は使用者に対して、ロゴマークの使用承認年度の翌年度から起算して5箇年の間、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年8月7日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行前にロゴマークを使用している者についても適用する。